

一般社団法人静岡県公認心理師協会選挙規程

(趣旨)

第1条 一般社団法人静岡県公認心理師協会（以下「当会」という。）定款第19条第1項に定める理事及び監事（以下「役員」という。）の選出を適正に実施するためにこの規程（以下「本規程」という。）を定める。

(選挙管理委員会)

第2条 当会の理事及び監事候補者（以下「役員候補者」という。）の選出の管理業務は、選挙管理委員会が行う。

- 2 選挙管理委員は正会員より3名を選出し、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。
- 3 選挙管理委員は理事及び監事と兼務することはできない。
- 4 選挙管理委員の互選により選挙管理委員長を選出する。
- 5 選挙管理委員は、独立を保障され、干渉を受けない。
- 6 選挙管理委員長は、選挙管理委員会を召集し、選挙を統括する。
- 7 選挙管理に関する事務は、事務局がこれを補佐する。
- 8 委員の任期は会長より委嘱を受け、それを受理した日より次の選挙管理委員会が発足する日までとする。
- 9 選挙管理委員会は、役員候補者選出に関する選挙日程及びその実施手続きに関する計画を作成し、これを正会員及び名誉会員に公示する。

(選挙権と被選挙権)

第3条 選挙権及び被選挙権は、役員の任期が満了する総会開催前年の10月1日時点で、正会員及び名誉会員の資格を有している者に限る。

- 2 選挙管理委員会はこの名簿を選挙期日の3か月前までに正会員及び名誉会員に通知する。

(候補者の届け出)

第4条 被選挙人になるには、選挙期日の10週間前までに選挙管理委員会に役員候補者の選挙に立候補を届け出なければならない。

(立候補者名簿の作成と投票用紙の配布)

第5条 選挙管理委員会は選挙期日の3週間前までに立候補者氏名、選挙の期日を正会員及び名誉会員に公示し、同時に投票用紙を配布しなければならない。

(投票)

第6条 選挙人は、立候補者の中から理事においては5名を、監事においては2名を所定の投票用紙に無記名で記入し、選挙期日までに事務局へ郵送しなければならない。但し、同一立候補者名を連記した場合は無効とする。

(候補者の決定)

第7条 被選挙人は、得票順により上位から定数までの者を当選とし、役員候補者として選出する。但し、同点の場合は抽選とする。

- 2 被選挙人が理事及び監事それぞれ定数を超える候補者の届け出がない場合は、無投票により全員選出されたものとする。
- 3 役員候補者は、当会定款第20条の決議を経た場合には、役員として選任される。

(会長の選出)

第8条 会長の選出は、新たに選出された理事による最初の理事会において、理事の互選による単記無記名投票によってこれを行い、投票数の過半数を得た者を会長とする。

- 2 投票数の過半数を得た者がいない場合には、得票順に2位までの者について再度投票を行い、得票数の過半数を得た者を会長とする。

(副会長の選出)

第9条 副会長の選出は、会長の選出に引き続き、理事会において理事の互選によるものとし、2名連記の無記名投票によってこれを行い、投票数の過半数を得た者のうち、得票順に副会長とする。

2 投票数の過半数を得た者がいない場合又は過半数を得た者が選出すべき員数に満たない場合は、得票順に、当該投票において選出すべき員数の2倍に当たる順位の者までについて再度投票を行い、過半数の票を得た者が選出すべき員数に満つるまでこれを繰り返すものとする。

(事務局長の選出)

第10条 事務局長の選出は、理事の中から会長がこれを指名し、理事会の決議を受けて選定する。

(補欠選挙)

第11条 役員の任期開始後に欠員が生じた場合は、補欠選挙を行うことができる。

2 補欠選挙における選挙権及び被選挙権は、選挙期日の6か月前の時点で、正会員及び名誉会員の資格を有している者に限る。

3 補欠選挙は、1年以上の任期を残す場合に限る。

4 補欠選挙によって選出された者の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

5 その他、補欠選挙の方法は本規程に準ずる。

(規程の変更)

第12条 本規程は、理事会の決議によりこれを変更することができる。

附 則

令和5年9月30日施行

令和7年5月12日改正（令和7年5月11日理事会承認）